（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第一条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号を次のように改める。

一　次に掲げる視覚障害

イ　両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの

ロ　一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの

ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの

別表第一第九号から第十一号までの規定中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二第一号を次のように改める。

一　次に掲げる視覚障害

イ　両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの

ロ　一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの

ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの

別表第二第四号及び第五号中「すべて」を「全て」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「の和が」を「がそれぞれ」に改め、同表第四号中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二第一号を次のように改める。

一　次に掲げる視覚障害

イ　両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの

ロ　一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの

ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの

別表第二第三号中「すべて」を「全て」に改める。

別表第三の一級の項第一号中「両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの」を

次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの ロ　一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの

に改め、同項第四号及び第五号中「すべて」を「全て」に改め、同表の二級の項第一号中「両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの」を

次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの ロ　一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの

に改め、同項第九号から第十一号までの規定中「すべて」を「全て」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（児童扶養手当の支給の制限に関する経過措置）

2　この政令の施行の日前に児童扶養手当の支給の認定を受けた児童扶養手当法施行令第十三条の三第一項に規定する受給資格者であって、この政令の施行により新たに児童扶養手当法施行令第八条第二号に掲げる事由に該当することとなったものに係る令和四年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

（特別児童扶養手当の額の改定に関する経過措置）

3　この政令の施行の日前に特別児童扶養手当の支給の認定を受けた者（当該支給に係る障害児の障害の程度が第二条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。）であって、この政令の施行によりその障害児の障害の程度が第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三に定める一級の障害の状態に該当することとなったものは、その障害児の障害の程度が増進したものとみなして、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において読み替えて準用する児童扶養手当法第八条第一項の規定を適用する。

厚生労働大臣　後藤　茂之

内閣総理大臣　岸田　文雄